

蒲生干潟自然再生事業



干潟・砂浜の修復実施計画

宮 城 県

目 次

1. 実施者の名称及び実施者の 属する協議会の名称.....	1
1-1 実施者の名称.....	1
1-2 協議会の名称.....	1
2. 蒲生干潟自然再生全体構想における 干潟・砂浜の修復実施計画の位置づけ.....	2
3. 自然再生事業の対象となる区域.....	4
3-1 事業の対象となる区域.....	4
1) 位置及び対象区域.....	4
2) 土地所有状況.....	6
3) 権利制限関係.....	6
3-2 事業の対象となる区域の干潟・砂浜の修復に係わるこれまでの取り組み.....	7
3-3 事業の対象となる区域の現状と課題.....	9
1) 事業の対象となる区域の生態系の将来あるべき姿.....	9
2) 渡り鳥の現状.....	10
3) 水域環境の現状～シギ・チドリ類を中心とした生態系の変化とその要因.....	12
4) 陸域環境の現状～生物の基盤となる植生の変化と方向性.....	24
5) 干潟を中心とする水域の課題と保全の方向性.....	32
6) 砂浜を中心とする陸域の課題と保全の方向性.....	33
4. 事業の目標と事業計画.....	35
4-1 目標達成のための事業と事業目標.....	35
4-2 事業の実施内容.....	36
1) 潟への砂の持ち込み防止事業.....	36
2) 干潟復元事業.....	40
3) 植生管理事業.....	45
4-3 事業の実施による効果の予測.....	46
1) 事業の実施による効果の予測の考え方.....	46
2) 潟への砂の持ち込み防止事業.....	47
3) 干潟復元事業.....	48
4) 植生管理事業.....	49
5. 継続的なモニタリングと評価による 順応的管理の方法.....	50
5-1 モニタリング調査の項目と手法.....	50
5-2 評価手法と順応的管理.....	52
6. その他自然再生事業の実施に関して 必要な事項.....	53
6-1 関連計画との連携.....	53

1. 実施者の名称及び実施者の 属する協議会の名称

1-1 実施者の名称

本事業は、蒲生の干潟や砂浜を保全・修復するために、宮城県が実施者として取り組むものである。また、本実施計画は、越波防止堤や導流堤等の自然再生施設の整備に関する計画を取りまとめたものであり、名称を「蒲生干潟自然再生事業 干潟・砂浜の修復実施計画」とする。

1-2 協議会の名称

実施者の属する協議会は、「蒲生干潟自然再生協議会」である。本実施計画の原案は、同協議会の設置する自然再生施設検討部会において作成し、協議会にて討議の上、策定した。

図 1-1 に協議会と検討部会の関係組織図を示す。

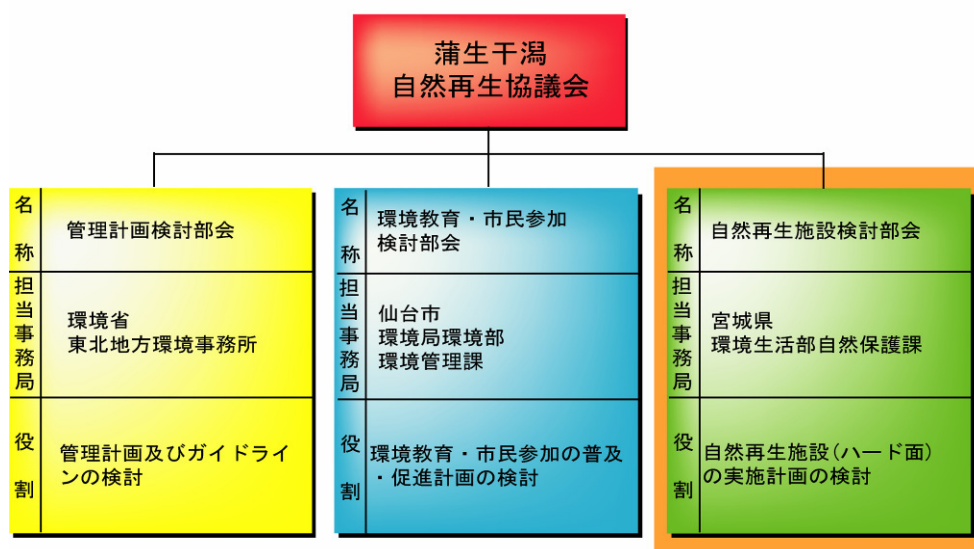


図 1-1 協議会と検討部会の関係組織図

2. 蒲生干潟自然再生全体構想における 干潟・砂浜の修復実施計画の位置づけ



本実施計画は、「蒲生干潟自然再生全体構想（2006 年 9 月策定）」における自然再生目標である「多様な生物を育む干潟の保全、復元」「湿地を維持する水循環の再生」「砂浜環境の保全・回復」を達成するため、短期・中長期計画に示した導流堤の改修や越波防止堤の延長等、**干潟を中心とした水域及び砂浜を中心とした陸域の環境を修復するための自然再生施設の整備計画を示したものである。**

<干潟を中心とした水域における環境修復>

- ・多様な生物を育む干潟の干出面積を増加させるため、**滞筋の掘削**により、潟湖内の水交換を改善し低水位を低下させることにより、かつての干潟を復元するとともに、地盤高を潮位面に調整し、新たに干潟を創出する。
- ・崩壊が進む導流堤の改修を行い、導流堤の持つ潟内外の水交換制御機能を確保する。

<砂浜を中心とした陸域における環境修復>

- ・潟の浅化・砂質化を防ぐため、砂浜においては越波による**潟への砂の流入防止のための越波防止堤の延長等の事業**を行う。
- ・自然再生事業区域に生息する鳥類をはじめとした生物相の生息環境を保全し、**潟周辺部の植生の適正な維持・管理**を行う。

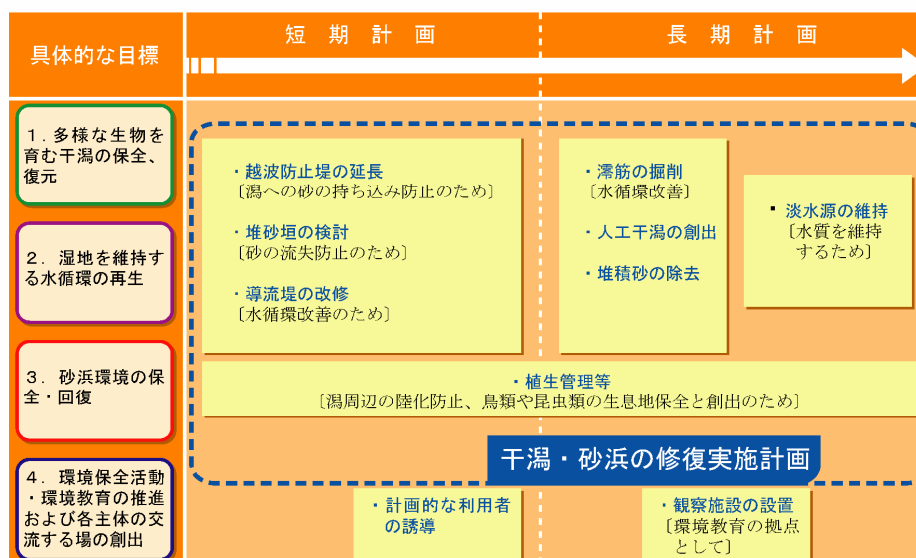


図 2-1 全体構想における干潟・砂浜の修復実施計画の位置づけと取り組みの流れ